

試験方法の規格に関する変更のお知らせ

(2025 年 4 月 1 日施行)

2025 年 4 月 1 日ご依頼分より、
報告書に記載される一部の分析の方法、計量の方法について規格番号が変わります。
(※ただし実際の方法自体に大きな変更はありません)

【 概 要 】

排水基準の検定方法や環境基準の測定方法等で引用されている日本産業規格 JIS K 0102(工場排水試験方法)は、JIS K 0101(工業用水試験方法)と統合し、新たに 5 部編成の規格群 JIS K 0102-1, -2, -3, -4, -5(工業用水・工場排水試験方法)として制定されました。統合・分冊化により規格番号が変更され、また分析技術の向上に対応した新たな分析方法が導入されています。これに伴い、所要の改正を行うため「公共用水域水質環境基準、地下水環境基準、土壌環境基準及び排水基準等に係る告示の一部を改正する告示」が 2025 年 3 月 31 日に公布され、2025 年 4 月 1 日より施行となりました。

■ 改正の対象

- 水質汚濁に係る環境基準について
- 環境大臣が定める排水基準に係る検定方法
- 土壌の汚染に係る環境基準について
- 土壌汚染対策法施行規則第六条第二項第二号の環境大臣が定める地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準の関係

水濁法に基づく排出水の基準の関係

土壌環境基準の関係

土対法に基づく地下水・土壌の基準の関係

- 土壌汚染対策法施行規則第六条第三項第四号の環境大臣が定める土壌溶出量調査に係る測定方法
- 土壌汚染対策法施行規則第六条第四項第二号の環境大臣が定める土壌含有量調査に係る測定方法
- 地下水の水質汚濁に係る環境基準について

地下水の環境基準／地下浸透基準／浄化基準の関係

- 水質汚濁防止法施行規則第六条の二の規定に基づき環境大臣が定める検定方法
- 水質汚濁防止法施行規則第九条の四の規定に基づき環境大臣が定める測定方法
- 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則
第五条第二項の規定に基づく環境大臣が定める検定方法
- 特定悪臭物質の測定の方法
- 臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法

トリハロメタン生成能の関係

特定悪臭物質アンモニアの関係

臭気測定の関係

[参考]

環境省ホームページ 報道発表一覧 2025 年 3 月 31 日 https://www.env.go.jp/press/press_04717.html

- ・「公共用水域水質環境基準、地下水環境基準、土壌環境基準及び排水基準等に係る告示の一部を改正する告示」の公布及び意見募集(パブリックコメント)の結果について

【別紙1】規格番号の変更に伴う対応表 【別紙2】分析技術の向上等に伴う対応表



一般
財団法人

上越環境科学センター

〒942-0063 新潟県上越市下門前 1666 番地

TEL : 025-543-7664 FAX : 025-543-7882